

## 「最近の雇用状況と政府の日系人対策」

厚生労働省職業安定局派遣・有期労働対策部外国人雇用対策課長 堀井奈津子

日本の雇用状況について、2013年8月の完全失業率は4.1%、有効求人倍率は0.95倍となっている。数字で見ると、現在の雇用状況は一部に厳しさが見られるものの改善が進んでいる。

外国では、若者の失業率が10%とか8%などという数字もあるので、それに比べれば日本はいいと思われるかもしれないが、日本の過去の最悪の数字が5.5%なので、日本の中で見た場合は、非常に厳しい状況から徐々に抜け出しているというところである。

外国人労働者の方々は、日本での在留資格に基づいて、就労が認められている方のみが働いている。主なものが①専門技術、②身分に基づくもの、③技能実習、④資格外活動などであるが、日系人の方々は②身分に基づく在留資格で働いている人がほとんどである。全ての在留資格を合わせると全国では68万人の外国人の方が働いている。

先ほど日本全体の完全失業率、有効求人倍率について述べたが、外国人の求職者で、ハローワークに新規で仕事を求めに来られた方、相談に来られた方を見ると、双方ともリーマン・ショック時にその数が大きく跳ね上がり、その後、減少傾向にあったが、2012年12月を底に再び増加に転じ、現在においても依然として高い水準で推移している。また、リーマン・ショック以前と比べると、新規求人者数は1.5倍、相談件数は2.4倍といずれも高い水準で推移している。

つまり、リーマン・ショック以降、全体の雇用失業情勢がよくなってきているのに、まだ外国人求職者の数、相談者の数は高止まりとなっている。この辺に外国人、日系人の方々を巡る課題がある。

もう少し細かく、日系人集住地域における求人と求職の状況について、職種別に求人者と求職者双方を足し上げたものを見ると、職種によってばらつきがあることが分かる。

例えば、専門的・技術的職業は求人の数が多いが、事務的職業を見ると、仕事を探している人の数の方が圧倒的に多い。

また、企業として求人を出している数が多いのは販売、サービス等であるが、日系人の方は日本語の問題がある。言葉ができないと就職に結びつかない職種もある。日本語ができなくても就きやすい仕事、例えば工場のラインなどの生産工程、運搬、清掃など、従来日系人の方々が比較的多く就いている傾向が見られる職種では、まだまだ仕事を求める人に対して仕事が少なくなかなか就職できる状況にはないといえる。

日本で働く外国人の方々のデータを見ると、依然として製造業で働いている人が多い。その内訳を見ると、食料品や、輸送用機械例えば自動車などである。また、事業所の規模で見ると、30人未満という非常に小さい規模のところ働いている人が多い。

就労形態で見ると、外国人全体と比べ、身分に基づく在留資格のブラジル、ペルー国籍の方は、派遣・請負という不安定な就労形態で働いている人が多い。

1年未満の雇用契約で働く人も35%と多く、離職した場合、3ヶ月以上仕事に就けない人の割合が多くな

っていて、離職した人が滞留しているという状況にある。以上から日系人の方々は求職活動に苦戦をしているということが分かる。

賃金についても、日系人の方々の求める賃金水準は非常に高くなっている。定住化し、家を買って家族も住んでということになると、単身よりも当然求める賃金水準は高くなり、日本人とほぼ同レベルとなっている。高い賃金水準を求めれば、企業サイドも、高いレベルの能力を求めるので、そこに納得できないとなかなか仕事が見つからないということになる。企業が求める日本語能力と日系人労働者の日本語能力にもギャップがある。

日系人に対する雇用対策だが、ポイントを述べると、まず、ハローワークへの通訳、外国人専門職業相談員の配置。

二つ目が、日本語の問題をカバーするための就労準備研修の実施。これは、無料で、日本語を含む言葉のコミュニケーションを伝える。また日本の労働法令や労働慣行、履歴書の作成指導や模擬面接まで指導している。

そして重要だと考えているのが職業訓練、能力開発。目先の仕事で短期間働いて給料を得ることはある程度できる。しかし、本当に安定した仕事に就いてキャリアも身につけていくとなるとやはり訓練が必要となる。日系人の方々も受けられるような訓練を、関係機関の協力を得ながら、より多くのコースを設定していく。

また、安定した就労を目指して、労働局、ハローワーク、都道府県、市町村、就労準備研修委託先、雇用支援機構、地域のNPO等が連携し、日系人の就労支援、職業訓練の強化を図っていく。

最後に、帰国支援事業について。リーマン・ショック後非常に雇用が厳しい状況で、日本で就職をあきらめた方々に対して行われた事業だが、最新の数字を見ると、南米の外国人の方々は、リーマン・ショック前に比べ 12 万人ほど減っている中、このうち約 2 万人が事業を利用して帰国された。そもそも、事業開始時から、同様の身分に基づく再入国は、一定期間雇用状況を見て判断しようというものであったが、昨今の雇用状況の改善から、10 月 15 日から入国の制限を解除した。

ただ、戻って来ていただいてから仕事が無くなり、不安定になってしまっただけでは、何にために戻って来ていただいたのか分からなくなってしまう。そこで、戻ってこられる日系人の方々の生活安定が重要であるという観点から、在外公館でのビザ申請時に、日本で 1 年以上雇用期間のある雇用契約書の写しの提出を条件とした。

ブラジルでどうやって、1 年以上の雇用契約を結ぶのかというご質問もあるかもしれないが、厚労省としても、サンパウロの CIATE で情報提供をお願いしている。日系人の方々が就いていただけるような仕事について、現地で実際に求人情報を得て、就職に結びつけるお手伝いができればと考えている。